国土地理院組織規則の一部を改正する省令

国土地理院組織規則（平成十三年国土交通省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第三十一条中「五課」を「四課」に、「宇宙測地課　機動観測課」を「宇宙測地課」に改める。

第三十三条第三号を削り、同条第四号中「第一号及び第二号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とする。

第三十三条に次の六号を加える。

四　地殻活動の異常な地域について、測量による地殻活動の観測を行うこと（測地観測センターの所掌に属するものを除く。）。

五　地殻活動の異常な地域について、変動地形調査を行うこと。

六　地殻活動の精密計測を行うこと。

七　測地測量の基礎技術及び応用技術に関する調査及び研究を行うこと（測地観測センター及び地理地殻活動研究センターの所掌に属するものを除く。）。

八　測地測量及び地殻活動の観測に関する機械器具の開発、改良及び研究を行うこと（基本図情報部の所掌に属するものを除く。）。

九　第一号及び第二号に掲げる測量並びに第四号及び第五号に掲げる事務に関する調査及び研究を行うこと（地理地殻活動研究センターの所掌に属するものを除く。）。

第三十四条第二号及び第三十五条第二号中「機動観測課」を「測地基準課」に改める。

第三十六条を次のように改める。

第三十六条　削除

第五十九条の次に次の一条を加える。

（火山情報活用推進官）

第五十九条の二　測地観測センターに、火山情報活用推進官一人を置く。

2　火山情報活用推進官は、命を受けて、火山に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

第六十条中「二課」を「三課」に、「衛星測地課」を「衛星測地課　電子基準点課」に改める。

第六十一条第二号中「地殻監視課」を「電子基準点課」に改める。

第六十一条の次に次の一条を加える。

（電子基準点課の所掌事務）

第六十一条の二　電子基準点課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　電子基準点測量を行うこと。

二　電子基準点測量の測量成果及びその数値化情報の管理及び提供に関すること。

三　測地に関する人工衛星情報の解析に関する事務のうち、衛星軌道に関すること。

四　第一号及び第二号に掲げる事務に関する調査及び研究を行うこと（地理地殻活動研究センターの所掌に属するものを除く。）。

五　電子基準点測量により設置した永久標識の維持及び復旧を行うこと。

第六十二条中第一号から第三号までを削り、第四号を第一号とし、第五号を第二号とし、第六号を第三号とし、第七号を第四号とし、同条第八号中「第一号及び第二号並びに第四号から第七号までに」を「前四号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第九号中「電子基準点測量及び」を削り、同号を同条第六号とする。

第七十三条第一項中「十四人」を「十三人」に改める。

附　則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

○国土交通省令第三十四号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十二条第二項並びに国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百六条第三項及び第二百八条第六項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、地方整備局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日　　国土交通大臣　石井　啓一

地方整備局組織規則の一部を改正する省令

地方整備局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第二十二号中「こと」の下に「（次号に掲げるものを除く。）」を加える。

第六条中第三十四号を第三十五号とし、第二十三号から第三十三号までを一号ずつ繰り下げ、同条第二十二号の次に次の一号を加える。

二十三　地方公共団体からの要請等に基づき派遣される緊急災害対策派遣隊（以下単に「緊急災害対策派遣隊」という。）に関する事務の総括に関すること。

第七条第二十号の五中「実施」の下に「並びに同法第十九条第五項の規定による国土交通大臣の指定に関する連絡調整」を加える。

第八条第二項中「東北地方整備局、」を削り、「前項各号」を「第一項各号」に改め、同項を同条第三項とし、同条中第一項の次に次の一項を加える。

2　東北地方整備局河川部は、前項各号に掲げる事務のほか、河川に係る国が設置する都市公園その他の公共空地に関する工事の計画（建政部の所掌に属するものを除く。）及び工事の実施に関する事務をつかさどる。

第九条第一項中第二十二号を第二十三号とし、第二十一号の次に次の一号を加える。

二十二　地方公共団体からの委託に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときその他の緊急時において、道路の保全（除雪を含む。）に係る応急の対策を行うこと。

第九条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　東北地方整備局道路部は、第一項各号に掲げる事務のほか、国が設置する都市公園その他の公共空地に関する工事の計画（建政部及び河川部の所掌に属するものを除く。）及び工事の実施（河川部の所掌に属するものを除く。）に関する事務をつかさどる。

第二十一条第一項中「中国地方整備局及び四国地方整備局の総務部にそれぞれ契約管理官一人を、東北地方整備局、関東地方整備局、北陸地方整備局、中部地方整備局、近畿地方整備局及び九州地方整備局の総務部にそれぞれ」を「総務部に」に改め、同条第二項中「港湾空港部の所掌に属するものを除き、中国地方整備局及び四国地方整備局にあっては経理調達課の所掌に属するものを除く。」を「港湾空港部の所掌に属するものを除く。」に改める。

第三十四条を次のように改める。

第三十四条　削除

第三十五条第一項中「関東地方整備局」の下に「、中国地方整備局及び九州地方整備局」を加え、同条第二項中「災害対策基本法の規定による防災業務計画の策定に関する事務のうち、」を削り、「係るものに」を「関する事務の総括に」に改める。

第三十八条の二第二項中「建設業者の指導及び監督に関する事務のうち、建設業者間の請負契約の適正化」を「建設工事の請負契約の適正化に関する事務のうち、建設業者の指導及び監督に関する事務並びに建設業法に基づく建設工事の発注者に対する勧告」に改める。

第四十八条の三の見出し及び同条第一項中「洪水予測専門官」を「水災害対策専門官」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　水災害対策専門官は、水防に関する事務のうち、洪水及び高潮並びにそれらの氾濫からの円滑かつ迅速な避難の確保を図るための対策に関する事務を行う。

第五十五条の二の見出し及び同条第一項中「計画管理官」を「計画企画官」に改め、同条第二項中「計画管理官は」を「計画企画官は、命を受けて」に改め、同項に次の一号を加える。

五　港湾空港部の所掌事務のうち、沿岸域における災害の防止に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関すること。